

2020 年 5 月 1 日

各 位

三菱地所投資顧問株式会社

緊急事態宣言に伴う勤務体制について

当社は、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（新型コロナ特措法）に基づく緊急事態宣言を踏まえ、2020 年 5 月 31 日（日）まで在宅勤務を前提とした勤務体制を実施しております。

社内外を問わず、対面を伴う会議や面談について延期し、電話やウェブ会議システムなどを活用するなど、今後も、感染拡大防止に努めつつ事業を継続して参ります。

以上